

＜浪漫くらぶ＞商品概要説明書

2024 年 4 月 1 日現在

1. 商品名(愛称)	年金受給者専用隔月積金 浪漫くらぶ
2. 販売対象	・ 当金庫で年金をお受取りいただいている方および新規に年金をお受取りになる方で本積金契約期間中に年金を振り込んでいただける方
3. 期間	・ 1 年(6 回)、2 年(12 回)、3 年(18 回)、4 年(24 回)、5 年(30 回)
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 2 ヶ月に 1 回の年金受取月に年金受取口座より自動振替いたします。 ・ 5,000 円以上 ・ 1,000 円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して給付契約金を払戻します。
6. 利息(給付補填金) (1) 適用金利(利回り) (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 契約期間が 2 年以内の場合＝スーパー積金表示金利＋0.15%上乗せ ・ 契約期間が 3 年以上の場合＝スーパー積金表示金利＋0.20%上乗せ ・ 上乗せ利率は金利情勢に応じて変更します。 ・ 給付補填金は満期日以後に一括して支払います ・ 給付補填金は付利単位を 1 円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	・ 給付補填金には 20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります。 (なお、マル優は利用できません) ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・ 普通預金からの自動振替による預入ができます。
10. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により利息相当額を計算し、掛金相当額とともに支払います。 ①払込中止による満期解約(掛込総額に達しない満期解約)は、約定利率(証書記載の利率)×60% ②期限前解約(満期前解約) ア. 初回払込日から解約日までの期間が 1 年未満の場合解約日の普通預金利率 イ. 初回払込日から解約日までの期間が 1 年以上の場合約定利回り×60%
11. 金利情報の入手方法	・ 金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボード、当金庫ホームページまたは窓口へご照会下さい。

12. 苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9時～17時、電話:0193-62-2400)にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を 365 日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその給付補填金が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000 万円までとその利息が保護されます。)